

越 監 公 表 第 4 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長及び教育長から平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）5月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

## 平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

○平成31年（2019年）1月1日現在

1. 包括外部監査契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日
2. 越谷市包括外部監査人 和田 正夫（公認会計士）
3. 特定の事件（テーマ）名 指定管理者制度に係る財務の執行について
4. 監査対象課及び施設数 10課33施設
  - (1) 指定管理者制度に係る全般事項の所管課1課 公共施設マネジメント推進課
  - (2) 指定管理者制度導入施設の所管課9課 \*の後の数字は監査対象の施設数  
人権・男女共同参画推進課\*①、市民課\*①、市民活動支援課\*⑩、福祉推進課\*③、  
障害福祉課\*②、市街地整備課\*①、公園緑地課\*②、生涯学習課\*②、スポーツ振興課\*⑪
5. 監査結果での指摘事項 98件（監査の結果22件、意見76件）
6. 指摘事項と講じた措置状況 表のとおり

### （1）表中の凡例

頁▶【平成27年度越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

㊦▶公募した施設

### （2）表の【指摘区分】欄に掲げた用語の意味

●監査の結果▶包括外部監査の結果を示したもの

●意見▶包括外部監査の結果に基づいて市の組織及び運営の合理化に資するために添えられた意見

### （3）表の【措置状況】欄に掲げた用語の意味 ※指摘内容が複数あるものは、主な指摘の方の措置状況を表示しています。

●改善済▶包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの

●改善中▶包括外部監査人から指摘された内容に沿うよう改めている途中のもの

●検討中▶包括外部監査人から指摘された内容について検討中のもの

●現状維持▶包括外部監査人から指摘された内容について現状のままとしたもの

※前回の措置状況から、新たに措置を講じた指摘事項（指摘の表題）には背景色を変えて表しております

## 目次

1. 公共施設マネジメント推進課（全般事項 ※所管施設なし） .....	1
2. 人権・男女共同参画推進課（男女共同参画支援センター） .....	10
3. 市民課（斎場） .....	11
4. 市民活動支援課（中央・北部市民会館、赤山・大沢北・蒲生・南部・大袋北・桜井・南越谷交流館、市民活動支援センター） ..	13
5. 福祉推進課（老人福祉センターけやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘） .....	27
6. 障害福祉課（障害者福祉センターこぼと館、障害者就労訓練施設しらこぼと） .....	32
7. 市街地整備課（越谷駅東口駐車場） .....	34
8. 公園緑地課（花田苑、キャンベルタウン野鳥の森） .....	36
9. 生涯学習課（越谷コミュニティセンター、日本文化伝承の館こしがや能楽堂） .....	40
10. スポーツ振興課（総合体育館、市民球場、総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場・第2競技場・ 野球場・庭球場・ソフトボール場、弓道場、市民プール） .....	45

【公共施設マネジメント推進課】 所管施設なし 指摘事項▶14件（監査の結果3件、意見11件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
38	公共施設マネジメント推進課	全般事項	監査の結果	<p><b>【結果1】 選定委員会の独立性</b></p> <p>外部委員のいる選定審査会<sup>1</sup>では、審査委員が関与している指定管理者<sup>2</sup>候補者の選考時には当該審査委員は参与できないとしている。</p> <p>他方、選定委員会<sup>3</sup>の要綱では、選定委員と指定管理者候補者との利害関係は問われていない。選定委員が関与している指定管理者候補者の選考時には、独立性の観点から当該選定委員は選考に加われないとすべきである。</p>	<p>選定委員会設置要綱第6条第3項として、「委員は、自己が関与する法人その他の団体が選定等の対象となるときは、その選定等に関わることができない。」を加えました（平成28年9月26日）。</p> <p>これにより、指定管理者候補者の承認決定等を行う際に、当該法人等の代表者を兼ねている委員は委員会会議及び部会会議から除斥する（外す）こととし、選定等の公正性を確保してまいります。</p>	改善済

1 市の条例に基づき市長等の諮問に応じて指定管理者の選定に関して審査する。委員5人。任期2年。

2 地方自治法に基づき公の施設の管理を行う法人・団体。指定管理者の指定には予め議会の議決を要する。

3 市の要綱に基づき指定管理者の選定の承認決定等を行う。市長が委員長、副市長・教育長が副委員長。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
38	公共施設マネジメント推進課	全般事項	監査の結果	<p><b>【結果2】 自主事業の意義、性格の明確化</b></p> <p>指定管理者が実施する自主事業<sup>4</sup>の意義、性格が明確になっていない。このため、自主事業が「本業務の実施を妨げない範囲において」実施することが不可能となってくる。</p> <p>自主事業を実施している実態と合わせるために、自主事業の意義、性格を明確にして、条例及び指定管理者基本協定書<sup>5</sup>の整合性をとる必要がある。</p>	<p>自主事業に関する基本的な考え方をまとめ、施設の所管課へ通知いたしました。(平成28年8月23日)</p> <p>今後は、この考え方に基づき自主事業の意義を明確にし、各施設において適切な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。</p>	改善済

<sup>4</sup> 市と指定管理者との協定による公の施設の管理運営委託事業（指定管理業務）とは別に、指定管理者自らの発意と費用負担で行う事業。

<sup>5</sup> 市と指定管理者が締結する協定には指定期間（例えば5年間）を通しての「基本協定書」と毎年度の「年度協定書」がある。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
38	公共施設マネジメント推進課	全般事項	監査 の 結果	<p><b>【結果3】 無償貸与した備品の管理</b></p> <p>指定管理者に無償で貸与した備品について、指定管理者が指定管理者基本協定書に基づいた管理を行っていない施設が多い。</p> <p>備品台帳を整備していない施設もあり、管理が不十分である。また、市もこれについて特段の指導もしていない場合が多く、施設によってはほとんど管理されていない状況である。</p> <p>また、指定管理期間満了時には指定管理者は備品を市に報告し、次に引き継がなければならないが、同一の指定管理者であるため、このような手続を実施していない。</p> <p>指定管理者基本協定書に従って、現物の備品を台帳と照合して確定し、次の指定管理期間に引き継ぐ手続を実施すべきである。</p> <p>なお、市は指定管理者制度導入施設の備品の管理に関する規則を設けていない。現状は、指定管理者基本協定書に規定しているだけであり、越谷市物品管理規則も指定管理者制度に合致しているわけではない。指定管理者制度に合致した規程の整備が必要である。</p>	<p>備品台帳が未整備の施設については、現品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するよう、施設の所管課へ通知いたしました。(平成28年8月23日)</p> <p>なお、備品管理に関する規則については、現在、越谷市物品管理規則に準じて対応しており、今後、備品等の適正な管理が行えるよう対応してまいります。</p>	改善済

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
38	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見1】 随意指定となっている指定管理者についての検証</b></p> <p>指定管理者の選定は、原則は公募<sup>6</sup>であることから、随意指定<sup>7</sup>として選定できる6項目をそのまま適用してよいか、市として検証する必要がある。</p> <p>現状では33施設中10施設が公募となっているにすぎず、可能な限り公募にする努力が望まれる。</p>	<p>指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、「原則として指定管理者の選定は公募とする。」という基本的な考え方を示していることに鑑み、指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課が、施設所管課と次期選定作業の事前打合せの際に、公募による指定管理者選定の検討を要請しております。</p> <p>公募・随意指定の別については、今後も引き続き、ガイドラインに基づき検証してまいります。</p>	改善済
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見2】 指定管理者に対しての動機付け</b></p> <p>毎年度の指定管理委託料に比較して、指定管理者が支出した実際の決算額が安く済んだ場合、その余剰金を返還することとなる。</p> <p>このことは指定管理者の経費節減や住民福祉の向上に対する動機付けを弱めている。指定管理者の経営努力を認める方策を検討されたい。</p>	<p>指定管理者の経営努力により発生した余剰金については、指定管理者の利益とすることも重要であると認識しております。</p> <p>本市としては引続き精算方式を採用するも、他の方法で、指定管理者による管理運営の向上策について調査・研究してまいります。</p>	現状維持

<sup>6</sup> 指定管理者（制度）は公の施設の管理運営の権限を民間の団体にも開放することで行政のスリム化・効率化、経済の活性化等を図ることを目的としていることから指定管理者候補として広く一般から募集することを原則とする考え方。

<sup>7</sup> 市が任意で特定の団体を指定すること。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見3】 随意指定における選定審査会の評価</b></p> <p>指定管理者の選定に当たり、公募による場合と随意指定による場合で選定方法が異なる。</p> <p>公募の場合には第三者である選定審査会の評価を受けることとなるが、随意指定の場合には選定委員会の部会による評価だけとなる。随意指定についても選定審査会の評価を受け透明性、公平性を高める必要がある。</p> <p>なお、選定委員会と選定審査会の機能に大きな差異がなくなるので、両会を統合することが可能と考える。統合により、選定過程の効率化が図られると考える。</p>	<p>随意指定は、公募によらず、特定の事業者を指定管理者として選定する方法で、ガイドライン（前出）に掲げる適切な理由に該当しない限り行うことができないこととしております。</p> <p>また、ガイドラインに基づき、随意指定を行うこととなった場合であっても、必ず外部の選定審査会において、随意指定の理由が適切かどうかについて意見照会し、透明性や公平性を確保しております。</p> <p>随意指定とする施設については、引続き、選定委員会の部会で選定することとし、随意指定の理由が適切かどうかについて選定審査会の意見を伺うことで、透明性や公平性を確保してまいります。</p> <p>以上の理由から、選定委員会と選定審査会についても、それぞれの役割を踏まえ継続します。</p>	現状維持



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見4】各年度の指定管理者評価表の意義</b> 各年度終了後、指定管理者の評価を行っているが、指定管理者に対する評価指標が明確に設定されていない、指定管理者への改善要望などの記載がない、高い評価又は低い評価をつけた理由が明記されていないなどにより、適切な評価ができていないと考える。</p> <p>住民サービスの向上、経費節減の観点から、指定管理者が自ら目標や改善提案を設定し、市がそれを評価し、次年度へのさらなる期待を表明する評価体制が必要である。</p>	<p>平成 27 年度分の評価表作成時から、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう、施設の所管課へ通知いたしました。(平成28年4月5日)</p> <p>各課ともこの通知の内容を踏まえ、平成 27 年度分の評価表を作成しました。今後も同様の観点で、評価表を作成するよう、毎年度各課へ通知します。</p>	改善済
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見5】自主事業における間接的事業費</b> 指定管理者導入施設において実施している自主事業について、その事業に係る間接的事業費をどのように計算するかが明確になっていない。早急に明確にすることが望まれる。</p>	<p>自主事業に関する基本的な考え方をまとめ、施設の所管課へ通知いたしました。(平成28年8月23日)</p> <p>今後は、この考え方に基づき自主事業の意義を明確にし、各施設において適切な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。</p>	改善済

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見6】 使用料等基本方針の見直し</b></p> <p>使用料等基本方針<sup>8</sup>は、人件費、事業費、間接経費、減価償却費を含めて利用料等を算出している。</p> <p>市は使用料等で利益を得るものではなく、実費精算するものでもない。その施設に係る直接費を受益者負担額とすることも考えられる。</p> <p>算出過程の見直しが望まれる。また、当該基本方針に定めている3年から5年程度で見直すことが必要であり、その結論に達した経緯を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>公会計制度における「行政コスト計算書」では、物件費の中に減価償却費を算入していることも含め、現行の使用料等基本方針の原価の捉え方は適切であると考えます。</p> <p>また、同方針の見直しを3年から5年としたのは、総合振興計画や行政改革大綱の取組期間を考慮に入れたものです。</p>	現状維持
39	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見7】 利用料金制度の検討</b></p> <p>市は越谷駅東口駐車場を平成26年度から利用料金制<sup>9</sup>に変更した。</p> <p>平成25年度において利用料金制の採用の可否について施設ごとに検討している。</p> <p>しかしながら、使用料等が低いことから駐車場を除いて採用を見送っている。</p> <p>使用料等基本方針を見直し、新たな観点で使用料を制定し、利用料金制に移行することが可能な施設があるかどうか、指定管理者に対して動機づけができる制度を検討することが望まれる。</p>	<p>利用料金制度の導入の適否については、使用料等のあり方に関する基本方針の見直し時期に合わせ、施設の状況を踏まえて検討を進めてまいります。</p>	検討中

<sup>8</sup> 使用料・手数料の原価計算式や受益者負担率等の考え方を示した「使用料等のあり方に関する基本方針（平成17年11月策定）」。

<sup>9</sup> 指定管理者に当該管理施設の料金（利用料金）を自らの収入として収受させる制度。地方自治法の規定。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
40	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見8】 老朽化した指定管理者導入施設の避難所指定</b></p> <p>指定管理者制度を導入している施設には、老朽化しているものが少なからずある。特に、交流館の中には耐震検査も実施していないところもある。このような施設が避難所として指定されている。</p> <p>耐震検査を行うとともに当面避難所としての指定をはずすべきと考える。</p>	<p>避難所については、地震や洪水などの災害種別ごとに指定しております。これらの避難所は、災害種別や状況等を総合的に判断し、開設することとしております。</p> <p>耐震化が完了していない施設については、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、施設のあり方を含めた保全計画の検討を進めてまいります。</p>	現状維持
40	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見9】 市と指定管理者との防災に関する取り決めの締結</b></p> <p>市と指定管理者の間で緊急時の対応マニュアルが取り交わされていない施設がある。このため、災害発生時に指定管理者がどのように対応すべきか明確になっていない。</p> <p>各施設で緊急時の対応マニュアルを制定し、災害時に市の担当課と速やかに対応できるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>緊急時対応マニュアル等が作成されていない施設については、作成するよう所管課へ通知いたしました。(平成28年8月23日)</p>	改善済

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
40	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見10】 利用取り消しに係る使用料（キャンセル料）</b></p> <p>5市1町で行っているまんまるよやくシステム<sup>10</sup>で予約できる各施設のキャンセル料について、市のキャンセル料の体系が他の市町に比較して複雑になっている。</p> <p>施設によってキャンセル料が発生する時期が異なっているため、利用する市民に無用な混乱を起こさせる恐れがある。</p> <p>他市町を参考により明瞭にすることが望まれる。</p>	<p>キャンセル料が発生する時期については、施設の規模や利用状況によって異なるため、全施設の体系を統一することは、むずかしいものと考えます。</p>	現状維持
40	公共施設マネジメント推進課	全般事項	意見	<p><b>【意見11】 指定管理者を導入していない施設</b></p> <p>指定管理者制度を導入していない施設の主なものは、市立図書館本館、児童館、保育所、学童保育室、市立病院などである。</p> <p>今後、指定管理者制度を導入するかについて検討することが望まれる。</p>	<p>平成29年5月1日付けで、「越谷市PPP/PFI手法導入優先的検討規程（以下「優先的検討規程」という。）」を策定し、一定規模以上の公共施設等の整備等の方針を検討する際に、「PPP/PFI手法」の導入の適否を「従来型手法」に優先して検討する方針を定めました。優先的検討規程や、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき今後策定するアクションプラン及び個別施設計画等の関連計画を踏まえ、指定管理者制度導入を含めた施設の適切な管理運営方法について、引き続き検討してまいります。</p>	改善済

<sup>10</sup> 草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町にある体育施設や文化施設等をインターネット等から予約できるシステム。

【人権・男女共同参画推進課】 監査実施施設数\*① 指摘事項▶1件（意見1件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
50	人権・男女共同 参画推進課	Ⓒ 男女共同参画 支援センター	意見	<p><b>【意見1】稼働率の改善</b>                      セミナールームの全体の稼働率は60%前後で推移している。特に午後の利用は70%以上の稼働率を維持している。</p> <p>他方で、夜間は40%前後の稼働率であり、他の時間帯と比較して低い水準である。</p> <p>よって、夜間のセミナールームが利用されていない時間は、自習室として開放するなど、より有用な利用方法を検討されたい。</p>	<p>指定管理者では、稼働率の改善を図るために、以下の2点を実施してまいります。</p> <p>①勤め帰りに、気軽に立ち寄れる場として月1回サロン事業</p> <p>②毎週金曜日に実施している学習開放に加え、定期試験など利用の多い期間の臨時的な学習開放</p>	改善済
	NPO 法人男女 共同参画こしがや ともろろ					

【市民課】 監査実施施設数\*① 指摘事項▶4件（監査の結果1件、意見3件）



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
62	市民課	斎場	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 無償貸与した備品の管理</b> 斎場の備品は、市から無償貸与されているものであるから、指定管理期間の満了時においては、市の担当部署による備品の現品確認により備品の実在性を確認することが望ましい。</p>	<p>今後は基本協定の満了時に備品の現品確認をしてまいります。</p>	改善済
	PFI 越谷広域 斎場 (株)					
62	市民課	斎場	意見	<p><b>【意見1】 火葬炉の稼働率</b> 火葬炉の使用は葬儀の慣習から正午前後に集中しており、午前中の早い時間や夕方の稼働率が極端に低い。これは、正午前後が式場利用者の利便性が高いためである。 市民（2市1町）が利用しきれない使用枠があるのであれば、稼働率が低い早朝や夕方については、市外の利用者も利用しやすい料金設定にすることも含めて稼働率の向上を検討されたい。</p>	<p>葬儀様式の変化に伴う家族葬（少人数での葬儀）の増加により、利用しやすい時間帯である早朝・夕方の火葬が近年増加傾向にあります。 (平成 29 年度火葬件数前年比、9 時 : +44%、14 時 : +34%、15 時 : +15%) 今後もこの傾向が続くと予測されることから、現状維持と判断します。</p>	現状維持
	PFI 越谷広域 斎場 (株)					



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
62	市民課	斎場	意見	<p><b>【意見 2】 動物火葬炉の使用料</b></p> <p>現状、動物火葬炉の稼働率は比較的高く、市民が申込をしても数日間待たされることがある。</p> <p>市民サービス向上の観点からは、市民以外の者の使用料を値上げする等によって市民以外の者の利用を調整し、市民サービスの向上を図ることも検討されたい。</p>	平成 29 年度の動物火葬炉の市民以外の者の利用率は 5.3%となっています。全体に占める割合が小さく、利用制限により確保できる枠が計算上 6 日間で 1 枠程度と少ないことから、現状維持と判断します。	現状維持
	PFI 越谷広域斎場(株)					
62	市民課	斎場	意見	<p><b>【意見 3】 指定管理者の年度評価</b></p> <p>毎年「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」が指定管理者により作成され、市の担当部署が当該自己評価を確認して意見を記載するとともに必要に応じて評価点等を修正している。しかし、評価項目によっては、市の担当部署による評価が形式的なものになっている可能性がある。</p> <p>市は、指定管理者に対する翌年度以降の要望も含め、毎年度指定管理者による業務がより向上していくような実質的な評価を検討されたい。</p>	今後は評価項目を精査し、指定管理者に対してより業務が向上していくような実質的な評価が行えるよう評価表を作成してまいります。	改善済
	PFI 越谷広域斎場(株)					

【市民活動支援課】 監査実施施設数\*10 指摘事項▶27件（監査の結果7件、意見20件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
81	市民活動支援課	Ⓒ 中央市民会館	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 使用料の収受に関する取扱</b></p> <p>越谷市市民会館設置及び管理条例施行規則第9条では、使用許可書交付時に使用料を納めなければならない、としている。しかし、実際には使用日に徴収する場合も多く、規則と実態が合致していない。</p> <p>規則と実態の整合性をとることが必要である。</p>	<p>同条は、使用許可書交付日と使用料の納付日を、使用日と同一にすることを妨げるものではなく、実際の運用では、利用者の利便性を考えて、許可書交付日・使用日・納付日を同日としていることから、現行の扱いを継続してまいります。</p>	現状 維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
81	市民活動支援課	Ⓒ 中央市民会館	監査 の 結果	<p><b>【結果2】 無償貸与した備品の管理</b></p> <p>中央市民会館に保管されている備品台帳が更新されていない。保管されている台帳は平成6年に作成されたものである。最新のものに更新しておく必要がある。また、平成22年度で前回の指定管理期間が終了し平成23年度から改めて指定管理期間になっているが、平成23年3月31日現在の備品を確定し、引き継ぐ作業は行っていない。</p> <p>指定管理期間満了時にはこれらの手続きを行う必要がある。</p>	<p>備品台帳の更新を終了しました。</p> <p>今後は、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行います。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
82	市民活動支援課	 中央市民会館	意見	<b>【意見 1】 指定管理者選定時の低評価項目の改善状況の確認</b> 中央市民会館の指定管理者選定時の評価で、満点の 50%未満という低い評価がつけられた場合には、その後の改善状況や実態を把握し確認することが必要と考える。その確認は各年度の指定管理者の評価に反映されることが望ましい。具体的には、自主事業計画が 50%に満たない評価であったので、どのように改善するのか改善計画等の提出も義務付けることが望まれる。	指定管理者との定期的な調整会議等の場で、自主事業を増やすよう指導していきます。なお、指定管理者への改善計画書等の提出については適宜判断いたします。	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
82	市民活動支援課	 中央市民会館	意見	<b>【意見 2】 年度評価の評価基準の設定</b> 年度評価について、評価基準となるべきものがない。このため、「優れている」の3点をどのような理由でつけたかが明確ではない。 年度の評価表に1点と3点を付した理由や事象を記載する項目を設けることが望まれる。	指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、次年度への改善や期待について記載すること、また、3点や1点の評価点を付けた場合には施設所管課の意見欄にその理由を記載するよう方針が示されたため、評価基準が明確になるよう評価表を作成しました。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
82	市民活動支援課	 中央市民会館	意見	<b>【意見 3】 使用料等の見直し</b> 平成 17 年 11 月の使用料等の見直しの基本方針によれば、中央市民会館の使用料は、そのかかった原価の 50%を市が負担し、50%を受益者が負担することになっている。 しかし、現状は受益者負担額の半分以下(43%程度)しか使用料を徴収していない。基本方針に従えば、段階的に 2.3 倍程度まで値上げすることが望ましい。	使用料は「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、引き続き適時・的確な見直しを図ります。 また、施設の利用促進に努めます。	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
82	市民活動支援課	 中央市民会館	意見	<b>【意見 4】 劇場の今後の利用方法</b> 劇場の稼働率は半分程度で、必ずしも高くはない。また、施設の老朽化も目立つところであり、劇場としての利用価値を見直すことが望まれる。音響機器や照明設備の設置費用の負担を軽減するとともに人数にあった広さが取れるような間仕切を設置した会議室とすることも可能と思われる。	平成 27 年度の劇場の稼働率(利用区分/総区分数)は 62.99%、利用日数稼働率(利用日数/稼働日数)は、77.03%となっており、劇場の特性からみて比較的高い稼働率と考えています。 ホールは、コンパクトな規模で使い勝手がよく、各種発表会に利用されており、文化の涵養に寄与しているものと思います。 引き続き利用促進を図っていきます。	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
82	市民活動支援課	Ⓒ 中央市民会館	意見	<p><b>【意見 5】 特別会議室の利用価値</b></p> <p>中央市民会館の特別会議室は、他の会議室に比較して稼働率が著しく低い。この要因としては、使用料の高さではなく、会議室としての利用価値が低いことによると考えられる。</p> <p>また、減免措置の割合が高く、市民が利用したならば得られるであろう年間使用料の 809 千円のうち、506 千円が減額又は免除となっており、特に市の利用率が高い。このため、特別会議室は廃止し、その設備・備品は市に返納し、改めて一般の会議室として市民に貸し出すことを検討することが望まれる。</p>	当該会議室は、多様な市民ニーズに対応するため高規格として設けたもので、必要性はあると考えております。引き続き利用促進を図り稼働率の向上に取り組みます。	現状 維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
83	市民活動支援課	Ⓒ 中央市民会館	意見	<p><b>【意見 6】 アンケート結果に対する対処の広報</b></p> <p>アンケートのうち、不満に関する案件は市民サービスの向上につながるものである。</p> <p>したがって、市報への掲載や中央市民会館での掲示など、代表的な不満や重要な不満については指定管理者や市の対応を市民に知らせることを検討することが望まれる。</p>	利用者からいただいたご意見を精査し、対応した案件については、ご意見と対応内容が分かるものをホームページ上において、利用者への周知を行ってまいります。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
83	市民活動支援課	⊙ 中央市民会館	意見	<p><b>【意見 7】 アンケートの実施方法、実施時期の検討</b></p> <p>毎回、アンケートに記入してもらうことが住民サービスの向上につながるのかを検討する必要がある。不満や苦情は常に受け付けなければならないし、住民サービスの向上のための重要な要素である。その実施時期・実施方法・内容などを検討し、住民の意見が反映されるようなアンケートが望まれる。</p>	指定管理者とは、常に協議し適切なアンケート項目とします。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
97	市民活動支援課	北部市民会館	監査 の 結果	<p><b>【結果 1】 使用料の徴収時期</b></p> <p>まんまるよやくシステムを利用していない場合の予約について、規則では使用許可日に使用者が納付すると規定している。しかし、実務上は使用日に徴収している。実務と規則に差異があるので、整合性をとる必要がある。</p>	市民会館設置及び管理条例施行規則第9条は、使用許可書交付日と使用料の納付日を使用日と同一にすることを妨げるものではなく、実際の運用では、利用者の利便性を考えて、許可書交付日・使用日・納付日を同日としていることから、現行の扱いを継続してまいります。	現状維持
	北部市民会館 運営協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
97	市民活動支援課	北部市民会館	監査 の 結果	<p><b>【結果2】基本協定書の範囲外の事項</b></p> <p>平成26年度予算書及び決算書で、歳出の項目に自主事業費が計上されている。本来、指定管理者基本協定書では自主事業費は指定管理者の負担で行うものとしている。このため、指定管理者基本協定書と異なる方針がある場合には、年度協定書に自主事業費の一部を市が負担することを明記すべきである。</p>	<p>平成29年4月より指定管理者制度ガイドラインが改定され、自主事業の考え方について示されました。この考え方に基づき、次回の指定管理者更新の際には、基本協定書の内容について精査していきます。なお、現行の基本協定書（H28.3.23締結、指定期間H28～32年度）においても、市が認めた場合にかぎり自主事業の費用を管理運営委託料から支出できる旨が明記されており、自主事業を実施する際には事前に計画書を提出させた上で承認しています。</p>	改善済
	北部市民会館 運営協議会					
97	市民活動支援課	北部市民会館	監査 の 結果	<p><b>【結果3】条例と指定管理者基本協定書の整合性</b></p> <p>市民会館設置管理条例第16条（指定管理者による管理）では、同条例第3条の各号（会館の業務）を指定管理者の本業務として規定しているが、指定管理者基本協定書第8条には、条例第3条各号に規定する業務が明記されていない。条例と基本協定書の間で整合性をとる必要がある。</p>	<p>平成28年度、新たに基本協定書を締結する際に、設置条例第3条各号に規定する業務を追加しました。</p>	改善済
	北部市民会館 運営協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
97	市民活動支援課	北部市民会館	意見	<p><b>【意見 1】 指定管理者選定にあたっての公募</b></p> <p>北部市民会館の利用者は、95%が越谷市民である。しかし、まんまるよやくシステムによる予約も可能であること、5%程度は越谷市民以外が使用していること、などから市が想定しているより広範囲な住民が対象となっていると想定される。</p> <p>したがって、指定管理者についても随意指定による選定ではなく、原則に則り公募することを検討されたい。</p>	<p>当該指定管理者を随意指定とした理由は、施設の管理を地域住民に委ねることで、柔軟性に富んだ運営を期待してのことです。</p> <p>この考え方は現在も維持されるべきものと考えております。</p>	現状維持
	北部市民会館 運営協議会					
97	市民活動支援課	北部市民会館	意見	<p><b>【意見 2】 随意指定における指定管理者の選定評価者</b></p> <p>随意指定における指定管理者選定時の評価者は、選定委員会の部会となっているが、評価の透明性や公平性から選定審査会で行うことを検討されたい。</p>	<p>指定管理期間満了前に、予定随意指定者及び随意指定理由を付して、あらかじめ第三者機関の選定審査会に意見照会しております。</p> <p>また、随意指定による指定管理者の選定に当たっては、施設の設置者である市が、指定管理者候補者の適正を見極めることが重要と考えており、選定は部会で審査することが妥当と考えます。</p>	現状維持
	北部市民会館 運営協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
97	市民活動支援課	北部市民会館	意見	<b>【意見 3】 備品の帳簿リストと現品の照合</b> 北部市民会館の市からの無償貸与備品について、北部市民会館設立以来貸与又は購入した備品は運営協議会で記録を保管していたため、今回の監査を機に登録をした。しかし、廃棄した備品についての記録がないので、システム登録した備品でも現品のないものもある。早い時期にシステム登録された備品と現品を照合し、廃棄されたものはシステム上も処理することが望まれる。	備品台帳の更新を終了しました。 今後は、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行います。	改善済
	北部市民会館 運営協議会					
98	市民活動支援課	北部市民会館	意見	<b>【意見 4】 使用料等の受益者負担額</b> 平成 17 年 11 月の「使用料等のあり方に関する基本方針」に従うと北部市民会館の使用料等は現状の約 3 倍の金額になると思われる。段階的に値上げするかどうかを検討することが望まれる。同時に、稼働率の低い劇場を適当な時期に改修し、稼働率の高い会議室や音楽室などに転用することも検討することが望まれる。	使用料は「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、現状では適正と考えています。引き続き、適時・的確な見直しを図ります。 また、施設の利用促進を図ります。 劇場に関しては、会議室のような頻度で利用される空間ではありませんが、各種発表会などに利用されており、市民文化の涵養に寄与しているものと考えています。	現状維持
	北部市民会館 運営協議会					



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
113	市民活動支援課	交流館	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 交流館使用料の徴収方法</b></p> <p>越谷市交流館設置及び管理条例施行規則第9条では、使用許可書の交付時に使用料を納付しなければならないとしている。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではないとしている。</p> <p>実務上は、使用日に徴収しているケースも多々あることから、施行規則と実務の整合性を図る必要がある。</p>	<p>同条は、使用許可書交付日と使用料の納付日を、使用日と同一にすることを妨げるものではありません。実際の運用では、許可書の交付時期については、利用者の利便性を考えて、使用日を含めた柔軟な対応としていることから、現行の扱いを継続してまいります。なお、当該施設は、地域住民による定期利用団体が多いことから、申請・許可・使用料の納付をワンストップで実施できるよう改めました。</p>	現状 維持
	交流館運営協議会					
113	市民活動支援課	交流館	監査 の 結果	<p><b>【結果2】 指定管理者の免除申請</b></p> <p>越谷市交流館設置及び管理条例施行規則第10条では使用料の免除を受ける場合が規定されており、その中に指定管理者が本来の目的のために使用するときも含まれている。</p> <p>しかし、一部の交流館について、免除申請が提出されていないケースがあった。施行規則に従った取扱をする必要がある。</p>	<p>指定管理者自らが使用する場合は、規則に則り、使用料の免除申請を提出するよう指導しました。</p>	改善済
	交流館運営協議会					




頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
114	市民活動支援課	交流館	意見	<p><b>【意見 1】 運営協議会の管理人の地位</b></p> <p>各交流館の管理人は、運営協議会から委嘱されて業務を行っている。</p> <p>しかしながら、運営協議会が発行した委嘱状は、勤務条件や期間などが記載されておらず、取り決めとは言い難いものである。嘱託であっても勤務条件や期間などが記載された文書により管理人の地位を明確にしておくことが望まれる。</p>	平成 29 年 4 月 1 日から全ての交流館において、委嘱状に基本的な勤務条件を明記しました。	改善済
	交流館運営協議会					
114	市民活動支援課	交流館	意見	<p><b>【意見 2】 使用料の改定</b></p> <p>平成 17 年 11 月に公表された「使用料等のあり方に関する基本方針」に従えば、交流館は集会・地域活動施設としてとらえることができる。この場合、公費と受益者の負担割合は 50:50 である。しかし、現実には折半の額の 54.7%程度しか収受していない。交流館の使用料を段階的に 80%程度増額することが望まれる。</p>	<p>使用料は「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、現状では適正と考えています。引き続き、適時・的確な見直しを図ります。</p> <p>また、施設の利用促進を図ります。</p>	現状維持
	交流館運営協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
114	市民活動支援課	交流館	意見	<p><b>【意見 3】 安全管理</b></p> <p>交流館のうち、蒲生交流館、桜井交流館、南越谷交流館は、旧建築基準法による建築物である。耐震診断を実施していないので、当面の使用を中止するなどの対応策を実施することが望まれる。</p> <p>また、防災マップでは災害時の避難所として登録されている。避難所の指定解除を検討すべきと考える。</p>	<p>耐震化が完了していない施設については、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、施設のあり方を含めた保全計画の検討を進めてまいります。</p> <p>避難所については、地震や洪水などの災害種別ごとに指定しております。これらの避難所は、災害種別や状況等を総合的に判断し、開設することとしております。</p>	現状維持
	交流館運営協議会					
114	市民活動支援課	交流館	意見	<p><b>【意見 4】 備品台帳と現品の照合</b></p> <p>交流館の備品については、市に登録されている備品リストを台帳として使用している。このため、交流館に実際にある備品であることの確認をすることが望まれる。</p> <p>これにより、備品リストと現品を照合し、一致させておくことが望まれる。</p>	<p>備品台帳の更新を終了しました。</p> <p>今後は、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行います。</p>	改善済
	交流館運営協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
125	市民活動支援課	Ⓒ 市民活動 支援センター	意見	<p><b>【意見 1】 自主事業に係る費用の範囲</b></p> <p>市民活動支援センターは自主事業としてレンタサイクルを行っている。この事業に係る人件費が自主事業の費用として区分されていない。</p> <p>自主事業の費用と指定管理委託料に係る費用とを区分する明確な基準がないので、基準を整備することが望まれる。</p>	<p>自主事業の取扱いについては、平成 29 年 4 月に見直された「指定管理者制度ガイドライン」に基づき、仕様書に記載されていない指定管理者の提案事業の申請書に対して、利用促進やサービスの向上に寄与すると認められる場合に承諾書を交付し、事業実施に係る間接的経費（人件費含む）を管理運営委託料から支出することを認めています。</p>	改善済
	アイル・オーエンス グループ					
125	市民活動支援課	Ⓒ 市民活動 支援センター	意見	<p><b>【意見 2】 再委託の金額の妥当性の検証</b></p> <p>消防設備点検業務、空調設備保守管理業務、機械警備業務の 3 つの業務について再委託している。</p> <p>しかし、市ではこれらの再委託の金額の妥当性を事後的に検証していない。そのため、市では、再委託が適切な金額で行われているかを検証すべきである。</p>	<p>消防設備点検業務及び空調設備保守管理業務については、対象が複合施設に設置されており、また当該施設はパスポートセンターと設備を共有していることから、責任の所在の明確化を図るため、越谷ツインシティ全体の設備管理を請け負っている業者に再委託しています。</p> <p>機械警備業務については、設備機器の設置コスト（60 月分）が含まれていることから、5 年毎にコスト試算を行い、低廉な業者と契約するよう努めます。</p>	改善済
	アイル・オーエンス グループ					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
126	市民活動支援課	 市民活動 支援センター	意見	<b>【意見 3】 機械警備業務の再委託</b> 施設内の機械警備業務を再委託している一方で、施設外のビル全体の機械警備業務は別の警備会社が行っている。経済的観点から、再委託先の契約更改の際に、ビル全体の警備会社に統一することによりコスト削減の余地があると想定されるので、検討されたい。	機械警備業務については、設備機器の設置コスト（60月分）が含まれていることから、5年毎にコスト試算を行い、低廉な業者と契約するよう努めます。	改善済
	アイル・オーエンスグループ					
126	市民活動支援課	 市民活動 支援センター	意見	<b>【意見 4】 観光・物産情報コーナーの設置場所</b> 市民活動支援センターの中に観光・物産情報コーナーを設置し、こしがやブランドの展示やイベント・観光情報を伝えている。しかし、当該コーナーは市民活動支援センター内にあり、情報利用者には存在が認知されにくい状況である。 市民や市への観光者に対する情報提供の有効性の観点から、駅前スペースなど容易に情報を入手できる場所に設置することが望まれる。	観光及び物産に関する情報を提供することは市民活動支援センターにも求められている役割であるため、コーナーそのものを別の場所へ移動することは困難ですが、市や市民活動支援センター登録団体により、地域に愛着を持ち、誇りを持てるシビックプライド（郷土愛）の醸成を図るような展示物の更新を行う等、スペースの有効活用を図ってまいります。 また、越谷駅前にある「ガーヤちゃんの蔵屋敷」とは、お互いの情報を共有し利用者に提供を行う等連携の強化に努めております。	改善済
	アイル・オーエンスグループ					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
126	市民活動支援課	 市民活動 支援センター	意見	<b>【意見 5】 ロッカー等の稼働率の改善</b> 市民活動支援センター内に団体ロッカーコーナーを設置している。ロッカー（大）の稼働率は 60.4%であり、ロッカー（小）の稼働率は 17.1%である。ロッカーのスペースが大きい方が稼働率は高いことから、例えばロッカー（小）について縦一列（3 個）をまとめて貸し出すなど、稼働率を上げるための工夫が必要と考える。また、メールボックスの稼働率は 3.3%と低い状態である。稼働率を上げるための工夫が必要と考える。	ロッカーやメールボックスの利用率は、登録団体の増加に伴い増加しており、引き続き新規登録団体を始め、広く利用の呼びかけを行ってまいります。	現状 維持
	アイル・オーエンス グループ					


【福祉推進課】 監査実施施設数\*③ 指摘事項▶7件（監査の結果1件、意見6件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
141	福祉推進課	④ 老人福祉 センター	監査 の 結果	<p><b>【結果1】無償貸与した備品の管理</b> 老人福祉センターの備品は、市から無償貸与されているが、これまで指定管理者による現品確認は定期的に行われておらず、市の所管部署も適切に指導を実施していなかった。指定管理者に対して貸与した備品は、指定管理者が台帳を作成し、現品と照合し、常に良好な状態で保管していることを、市の所管部署は指導すべきである。また、新たに購入した備品についても指定管理者から適時に報告させ、物品規則第17条にいう（備品の標示）を付して管理すべきである。</p>	今後、備品台帳が未整備の施設については、現品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。	改善済
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
141	福祉推進課	㊦ 老人福祉 センター	意見	<b>【意見1】3館の一体的管理運営</b> 3館にはそれぞれ異なるテーマがあるが、現状は3館共に似通ったクラブ活動、各種相談事業や健康増進事業、教養講座の実施等が行われている。 それぞれテーマが異なる3館の公募を個々に実施することにより、各館のテーマに沿ったサービスを提供できる指定管理者候補者が出てくる可能性もある。 選定委員会においては、3館を一体として公募することと個々に実施することのメリット・デメリットをより十分に比較検討するべきであると考えます。	平成29年度から、施設を所管する福祉推進課及びスポーツ振興課のほか、公共施設マネジメント推進課及び営繕課を加えた4課による協議会を開催し、各施設を個別に公募することも含めた各種管理運営方法に関するメリット・デメリットの比較検討を行いました。 この結果を踏まえ、平成30年度に開催した、選定委員会部会、選定委員会において、老人福祉センター4館及び市民プールは、管理の効率化、経費の縮減及びサービスの平準化など、一体的に公募することのメリットが大きいと判断し、引き続き、5施設一体管理できる指定管理者の選定を公募により行いました。	現状 維持
	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会			<b>【意見2】公募時の募集要項の早期開示</b> 募集要項の配布開始日が平成25年8月1日で申請の受付期間が平成25年8月30日までとなっており、30日間は短すぎると考える。申請の受付期間は1ヵ月程度であったとしても、ホームページで募集要項を事前に告知する等、募集要項を早期に開示し民間事業者等にも十分な検討期間を与えるよう工夫すべきである。	平成31年度からの新たな指定管理者選定に当たり、指定管理者募集に係る告知及び募集要項の配布を従来より1週間程度早い平成30年7月25日から実施しました。これに伴い、申請の受付期間も募集要項配布開始から平成30年8月31日まで1週間程度延長し、民間事業者等の検討期間の拡大を図りました。	

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
141	福祉推進課  社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会	Ⓒ 老人福祉 センター	意見	<p><b>【意見3】利用者数増加に向けた取組</b></p> <p>老人福祉センターの存在や利用目的を啓蒙するなど、新規利用者を獲得するための取組みを指定管理者だけでなく市でも積極的に実施することが望まれる。さらに、利用者だけでなく、これまで老人福祉センターを利用したことがない人へのアンケート調査も実施し、既存利用者の満足度を維持しながら新たな利用者を獲得していくような取組みが必要と思われる。</p>	<p>平成29年度の市政世論調査において、初めて老人福祉センターに関する項目を設け、認知度やニーズの把握に努めました。あわせて、いきいき越谷で特集番組の放映を行うなど、より効果的な広報活動に取り組みました。また、半期に一度実施している市と指定管理者との定例会議に加え、今年度から、老人福祉センター4館の監督職員と市担当で構成する利用促進等の検討会議を開始しました。今後、市政世論調査の結果を踏まえつつこれら会議等で指定管理者とも積極的な意見交換を行いながら、さらなる新規利用者の獲得や、既存利用者の利用促進に取り組みます。</p>	改善済



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
141	福祉推進課	 老人福祉センター	意見	<b>【意見4】人件費の節減</b> 平成26年度の予算額で見ると、職員俸給及び職員諸手当の合計を職員数で除した1人当たり平均支給額が、民間の類似業種における平均と比して約1.17倍～1.26倍の金額となっている。老人福祉センター各施設は、3館一体として公募していること、そしてインセンティブ <sup>11</sup> がないことなどから、現状では社協の他に応募者がいない状況にある。これらの対策を行った上で公募すれば、合理的に人件費が抑えられた法人の応募も可能となり、予算金額も民間の給与水準をベースとして計上することが可能となると考える。	指定管理者の人件費は、市職員人件費との比較や埼玉県内における最低賃金の上昇率等を考慮し算定しています。 なお、人件費の比較は、職員数を踏まえて行うものであり、職員1人当たりの平均給与のみで比較することは難しいと考えます。 また、インセンティブの導入については、全庁的な考え方を踏まえながら検討してまいります。	現状維持
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					

<sup>11</sup> 「やる気」や「見返り」と言った意味で用いられる。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
142	福祉推進課	㊦ 老人福祉 センター	意見	<p><b>【意見5】 使用料等の受益者負担</b></p> <p>現在 60 歳以上の市民は全てのサービスを無料で利用することができる。このうち、カラオケや浴室利用などについては民間事業者によるサービスも十分に提供されており、生活や余暇を快適に過ごすものとしての色彩が濃いサービスである。他の自治体の同様の施設の事例も参考に、カラオケや浴室等については「使用料等のあり方に関する基本方針」に従って一定額の料金徴収の導入を検討されたい。</p>	<p>老人福祉センターは、老人への教養や娯楽等の提供を目的とした施設ですが、「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づく受益者負担の考え方もあることから、引き続き、他の自治体における同様の施設の検証結果や施設の利用状況等を踏まえ、慎重に検討を進めてまいります。</p>	検討中
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					
142	福祉推進課	㊦ 老人福祉 センター	意見	<p><b>【意見6】 指定管理者の年度評価</b></p> <p>指定管理者については、毎年「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」が指定管理者により作成され、市の担当部署が当該自己評価を確認して意見を記載するとともに必要に応じて評価点等を修正している。しかし、評価項目によっては、市の担当部署による意見である「施設所管課の意見」が形式的なものになっている場合がある。</p> <p>市は、指定管理者に対する翌年度以降の要望も含め、毎年度指定管理者による業務がより向上していくような実質的な評価をすることが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。</p> <p>今後は評価項目を精査し、指定管理者に対してより業務が向上していくような実質的な評価が行えるよう検討してまいります。</p>	改善済
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					

【障害福祉課】 監査実施施設数\*② 指摘事項▶3件（監査の結果2件、意見1件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
147	障害福祉課	障害者福祉センターこぼと館	監査の結果	<p>【結果1】再委託に係る事前手続き</p> <p>平成26年度において印刷機保守業務の再委託にあたって、基本協定書第13条（第三者による実施）に定めている市と指定管理者との間で行うべき事前の手続きが、行われていなかった。</p> <p>市は再委託<sup>12</sup>の事前承認手続きを、確実に実施するよう指定管理者に指導すべきである。</p>	再委託に係る事前手続きについては、基本協定書に基づく適切な事前承諾の手続きを、文書により行うよう指定管理者に指導し、新たな指定期間の開始年度である平成28年度から実施しています。	改善済
	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会					
154	障害福祉課	障害者就労訓練施設しらこぼと	監査の結果	<p>【結果1】再委託に係る事前手続き</p> <p>平成26年度において6種類の業務の再委託にあたって、基本協定書第13条（第三者による実施）に定めている市と指定管理者の間で行うべき事前の手続きが、行われていなかった。</p> <p>市は再委託の事前承認手続きを、確実に実施するよう指定管理者に指導すべきである。</p>	再委託に係る事前手続きについては、基本協定書に基づく適切な事前承諾の手続きを、文書により行うよう指定管理者に指導し、新たな指定期間の開始年度である平成28年度から実施しています。	改善済
	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会					

<sup>12</sup> 指定管理者は受けた施設管理業務のうち特定の業務について市の同意を得て第三者に業務委託（再委託）することができる。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
154	障害福祉課	障害者就労訓練 施設しらこぼと	意見	<p><b>【意見1】 人件費の節減</b></p> <p>平成 26 年度の決算額によれば、人件費のうち職員俸給及び職員諸手当の平均支給額が、類似業種における平均よりも約 1,254 千円上回る。社会福祉協議会の給与体系に由来することから随意指定をする場合には不可避であるため、公募による新規参入を促すなど、より効率的な財務運営策の検討する余地は十分にあるものと考えられる。</p>	<p>社会福祉協議会は、障がい者福祉事業や地域福祉事業などで実績があり、越谷市障害者就労支援事業を受託していることから、障がい者就労における、更なる連携や拡充が期待できます。また、高い組織力や豊富な人材を有していることから、大規模な障害福祉サービス事業所の運営に必要な専門性の高い業務に対応できる人材の配置にも対応できます。</p> <p>これらを踏まえ、安定した事業展開を図るため随意指定としていますが、次期(2020年度)選定時には、公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。</p>	検討中
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					

【市街地整備課】 監査実施施設数\*① 指摘事項▶2件（意見2件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
162	市街地整備課	越谷駅東口 駐車場	意見	<p><b>【意見1】 指定管理者の選定方法</b></p> <p>指定管理者の選定について、現状では随意指定によっているが、商業施設と駐車場の一体運営への協力体制を図ることを募集の要件にするなどして公募を実施すれば、再開発ビル全体の効率的運用の問題は解消できるものと考えられる。よって、指定管理者は本来の方法である公募により選定することが望まれる。</p>	<p>本駐車場は、越谷駅東口第一種市街地再開発事業に伴い供用開始されたものであり、駐車場の効率的かつ効果的な管理運営とともに、再開発事業の本来の目的である、まちの賑わいの創出や発展のためには、再開発ビルの商業施設と駐車場の一体的な運営が必要不可欠であり、この観点から、随意指定により、商業施設の管理運営を行っている株式会社越谷ツインシティを本駐車場の指定管理者として選定しております。</p> <p>現在、公募により新たな事業者が駐車場の管理運営を請け負った場合の一体のあり方や、駐車場と商業施設にとってより効率的、効果的な運営方法などを検討し、次期（2019年度）選定の準備をおこなっています。</p>	検討中
	株式会社越谷 ツインシティ					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
162	市街地整備課	越谷駅東口 駐車場	意見	<p><b>【意見2】指定管理者の評価</b></p> <p>「平成26年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」の総合評価は「指定管理者からの提案により料金改定を行い、その結果、利用者数並びに料金収入ともに大幅に増加した点は効果的でした」と評価している。</p> <p>しかし、評価項目1で(悪い)評価について記載がなかった。</p> <p>市としての見解や要望を具体的に記載することが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、次年度への改善や期待について記載すること、また、3点や1点の評価点を付けた場合には施設所管課の意見欄にその理由を記載するよう方針が示されたため、評価基準が明確になるよう評価表を作成しました。</p>	改善済
	株式会社越谷 ツインシティ					

【公園緑地課】 監査実施施設数\*② 指摘事項▶7件（意見7件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
169	公園緑地課	⊙ 花田苑	意見	<p><b>【意見1】 公募に関する情報の早期提供</b></p> <p>平成22年度に行われた公募にあたり、募集要項の配布から応募締め切りまで1ヶ月間しか期間が設けられてなかった。書類の受付期間は1ヶ月間程度でも差し支えないが、応募に関する情報発信はもっと早期に行い、応募の意思決定と準備を行うための十分な期間を与えるよう工夫されたい。</p>	<p>平成28年度に指定管理者を公募した施設にあつては、指定管理者募集に係る事前告知をこれまでの8月中旬から7月中旬に前倒ししました。次回の公募も、7月中旬に指定管理者募集に係る事前告知を行うよう改善いたします。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
169	公園緑地課	⊙ 花田苑	意見	<p><b>【意見2】 茶室の利用促進</b></p> <p>平成24～26年度決算において、茶室の稼働率が11%台前半～12%台前半程度のペースにとどまっている。加えて、使用料に占める減免の割合が8割程度となっており、受益者負担という意味でも利用促進策や活用策を検討の必要性を生じさせる状況である。</p>	<p>茶室の利用は、その性質上、茶会の利用としております。自主事業の際には茶席を設けるなど、茶道の普及に努めておりますが、利用者が特定される施設であることなどから稼働率は伸びていません。今後も、引き続き、自主事業等による、茶道の普及を図るとともに、一層の利用促進を検討してまいります。また、一般の来園者が、気軽に茶室を利用できるような取り組みも検討してまいります。</p>	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
169	公園緑地課	⊙ 花田苑	意見	<p><b>【意見3】 指定管理業務の再委託</b></p> <p>平成 26 年度の指定管理料のうち庭園管理業務の再委託料が 54.4%を占めており、一見、これを再委託することは指定管理制度の趣旨に則していないように見受けられる。</p> <p>本施設の設置目的、指定管理者へ期待する成果を実現するための主たる業務について整理し、その主たる業務に見合う部分について応募者間の優劣を重点的に審査で議論すべきである。</p>	平成 27 年度の指定管理者募集時より、審査基準における配点割合を見直ししておりますが、今後も、重要性のある業務の能力が評価に反映されるよう、審査基準をさらに検討してまいります。	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
169	公園緑地課	⊙ 花田苑	意見	<p><b>【意見4】 指定管理者の年度評価</b></p> <p>評価項目が定性的なものだけに終始しているため、半ば必然的に評価点が2となってしまう、一見すると無機質な評価が行われているようにも見受けられる。</p> <p>評価結果に客観性・具体性を持たせるためには、本施設の設置目的や性質に応じて妥当と考えられる定性的、定量的な目標を設定し、事後に目標と実績との差異の評価を行う必要がある。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。</p> <p>今後は評価項目を精査し、定量的な目標が設定できるか検討し、指定管理者による管理運営が向上していくような評価が行えるよう検討してまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
176	公園緑地課	㊦ キャンベルタウン 野鳥の森	意見	<b>【意見1】 公募に関する情報の早期提供</b> 平成 22 年度に行われた公募において、募集要項の配布から応募締め切りまで 1 ヶ月間しか期間が設けられてなかった。書類の受付期間は 1 ヶ月間程度でも差し支えないが、応募に関する情報発信はもっと早期に行い、応募の意思決定と準備を行うための十分な期間を与えるよう工夫されたい。	平成 28 年度に指定管理者を公募した施設にあつては、指定管理者募集に係る事前告知をこれまでの 8 月中旬から 7 月中旬に前倒しました。次回の公募も、7 月中旬に指定管理者募集に係る事前告知を行うよう改善いたします。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
176	公園緑地課	㊦ キャンベルタウン 野鳥の森	意見	<b>【意見2】 使用料の妥当性</b> 本施設の使用に係る受益者負担割合は約 6.4% である。基本方針に定める範囲内にあるものの、相対的に低い割合となっており、また、基本方針の策定後も現在まで本施設について使用料の見直しは行われていない。 基本方針の策定から 10 年程度が経過しているため、再度、基本方針に照らして現在の使用料及び免除範囲の妥当性について検討されたい。	現在の使用料及び免除範囲は妥当と 考えております。 また、施設の利用促進に努めます。	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
177	公園緑地課	㊦ キャンベルタウン 野鳥の森	意見	<b>【意見3】 指定管理者の年度評価</b> 評価項目が定性的なものだけに終始しているため、半ば必然的に評価点が2となってしまう、一見すると無機質な評価が行われているようにも見受けられる。 評価結果に客観性・具体性を持たせるためには、本施設の設置目的や性質に応じて妥当と考えられる定性的、定量的な目標を設定し、事後に目標と実績との差異の評価を行う必要がある。	指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。 今後は評価項目を精査し、定量的な目標が設定できるか検討し、指定管理者による管理運営が向上していくような評価が行えるよう検討してまいります。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

【生涯学習課】 監査実施施設数\*② 指摘事項▶ 8件（監査の結果1件、意見7件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
192	生涯学習課	越谷コミュニテ ィセンター	意見	<b>【意見1】 指定管理者の選定方法</b> 地域の公益性を含めた事業運営(コスト面だけではなく地域活性化等を勘案した事業運営)に配慮しつつ、越谷コミュニティセンターの指定管理者の選定方法については、原則である公募を検討されたい。	施設管理公社は、効果的、効率的な施設管理運営を行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市が全額出捐により設立したものであり、その設置目的やこれまで長年にわたる施設、設備の維持、補修など同公社の持つ優れた専門性やノウハウ等を総合的に判断し、随意指定を採用しましたが、次期(2020年度)の選定時には公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
193	生涯学習課	越谷コミュニテ ィセンター	意見	<b>【意見2】 再委託先の選定方法</b> 多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める指定管理者制度の趣旨から、指定管理者の選定は公募するのが原則である。指定管理業務の一部を他者に委託する場合でも同様である。再委託契約に関しては、一者特命ではなく、見積もり合わせ等による決定を検討されたい。	再委託先の選定については、特殊な技術又はノウハウ等を要する業務を除き、原則として、複数の事業者から見積りを徴取するよう指定管理者に指示しました。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
193	生涯学習課	越谷コミュニテ ィセンター	意見	<p><b>【意見3】 指定管理者の年度評価</b></p> <p>施設の設置目的を達成するために、目標設定→事業の実施→評価→行動目標の修正というプロセスの充実が必要である。このためには管理可能な指標が重要であり、適切な運営指標の設定が必要である。</p> <p>この適切な運営指標を定義し、計画・実行・評価サイクルの基に年度評価が行われることが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するようとの通知を踏まえて評価表を作成しました。</p> <p>今後は評価項目を精査し、運営指標等の設定ができるか検討し、指定管理者による管理運営が向上していくような評価が行えるよう検討してまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
208	生涯学習課	能楽堂	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 無償貸与した備品の管理</b></p> <p>(公財)越谷市施設管理公社に、能楽堂の備品のうち越谷市所有のものについて備品台帳が作成されていない。</p> <p>また、平成22年度で前回の指定管理者の期間が終了し平成23年度から改めて指定管理者の期間になっているが、平成23年3月31日現在の備品を確定し、引き継ぐ作業は行っていない。指定管理期間満了時にはこれらの手続を行う必要がある。</p>	<p>今後は基本協定の満了時等に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
208	生涯学習課	能楽堂	意見	<p><b>【意見1】 指定管理者の選定方法</b></p> <p>日本の伝統芸術文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進に資することを目的とするこしがや能楽堂において、施設整備は重要な業務である。</p> <p>指定管理者制度は、住民サービス向上のため、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める制度である。</p> <p>住民サービス向上のためには、複数の事業者からの提案機会を設けることが重要である。</p> <p>随意指定の理由としている施設管理公社の信頼と実績、優れた専門性やノウハウは、公募にしても十分に評価することが可能である。</p> <p>指定管理者の選定は、原則である公募を検討されたい。</p>	<p>施設管理公社は、効果的、効率的な施設管理運営を行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市が全額出捐により設立したものであり、その設置目的やこれまで長年にわたる施設、設備の維持、補修など同公社の持つ優れた専門性やノウハウ等を総合的に判断し、随意指定を採用しましたが、次期（2020年度）の選定時には公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。</p>	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
208	生涯学習課	能楽堂	意見	<p><b>【意見2】 年度評価の評価基準の設定</b></p> <p>年度の評価について、評価基準となるべきものがない。このため、「優れている」の3点をどのような理由でつけるか、「適正である」の2点をどのような理由でつけるか、「改善が必要である」の1点をどのような理由でつけるかが明確ではない。</p> <p>年度の評価表に1点と2点と3点を付す理由や事象を記載する項目を設ける必要がある。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、次年度への改善や期待について記載すること、また、3点や1点の評価点を付けた場合には施設所管課の意見欄にその理由を記載するようとの通知を踏まえて評価表を作成しました。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
208	生涯学習課	能楽堂	意見	<p><b>【意見3】 使用料等の受益者負担と情報開示</b></p> <p>平成 17 年 11 月の使用料等のあり方に関する基本方針によれば、能楽堂の使用料は、そのかかった原価の 50%を受益者が負担することになっている。しかし、現状は受益者負担額の 5分の1程度しか使用料を徴収していない。基本方針に従えば、段階的に 4.8 倍まで値上げすることが望ましい。</p> <p>公共サービスとして、全部の原価を回収することは必ずしも要求されないかもしれないが（【全般事項の「意見」6】参照）、その料金設定についての情報を継続的に開示することが望ましい。地方分権が進み、今後住民参加型の地方自治を志向していくとすれば、負担割合に対し住民の意見参加の機会を提供することが望まれる。いくら住民が税金で負担しているのか、住民に情報を開示し、合意を得るような料金設定方法を検討することが望まれる。</p>	<p>使用料については、「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき算出しており、引き続き、近隣市町や同規模自治体の使用料も参考にしながら、適時・的確な使用料の見直しを図ってまいります。</p> <p>また、施設の利用促進に努めます。</p> <p>なお、当該施設の使用料は旧料金との比較対照表を市のホームページで公表しております。</p>	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
209	生涯学習課	能楽堂	意見	<p><b>【意見4】能楽堂の稼働率の向上</b>            施設の未稼働率は、多様化する住民ニーズへ対応する余地を示すものといえる。            住民サービスの向上のため、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める指定管理者制度の趣旨を十分に斟酌し、稼働率向上にむけて、民間事業者としてのノウハウをより一層活用することが期待される。</p>	<p>平成28年度から指定管理者の自主事業として新たに「親子紙芝居教室」を実施したほか、「華道展」とし単独開催していた事業の見直しを行い、「華道・盆栽展」として併せて開催した結果、より多くの来場者を得るなど利用者の視点に立った事業を立案・展開しております。また、平成29年度から利用団体の事業を施設ホームページで広報するなど利用者の増加に努めております。さらに、特徴的で恵まれたロケーションを活かし、映画やテレビドラマ、コマーシャルといったフィルムコミッション事業について、映像製作者の要望に出来る限り実現できるよう協力を行い、ロケーション地としての利用受け入れに努め、稼働率の向上を図っております。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

【スポーツ振興課】 監査実施施設数\*⑪ 指摘事項▶ 25件（監査の結果7件、意見18件）

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
225	スポーツ振興課	総合体育館	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 使用料の収受に関する取扱</b></p> <p>越谷市立体育館条例施行規則第4条では、使用料を使用許可書の交付の際に納めなければならない、としている。しかし、実際は使用日に徴収する場合も多く、規則と実態が合致していない。規則と実態の整合性をとることが必要である。</p>	<p>同条は、使用許可書交付日と使用料の納付日を、使用日と同一にすることを妨げるものではなく、実際の運用では、利用者の利便性を考えて、許可書交付日・使用日・納付日を同日としていることから、現行の扱いを継続してまいります。</p>	現状 維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
225	スポーツ振興課	総合体育館	監査 の 結果	<p><b>【結果2】 無償貸与した備品の管理</b></p> <p>(公財)越谷市施設管理公社に、総合体育館の備品のうち越谷市所有のものについて備品台帳が作成されていない。また、平成22年度で前回の指定管理者の期間が終了し平成23年度から改めて指定管理者の期間になっているが、平成22年度末(平成23年3月31日)現在の備品を確定する作業は行っていない。</p> <p>指定管理者は、備品の購入、廃棄、移動等に当たっては適時に台帳を更新し市に報告すべきであり、市もその旨指導をすべきである。</p> <p>また、指定期間満了時においては、引き継いだ備品と紛失・毀損等によって引き継がれなかった備品を把握しておかなければならないため、指定管理期間満了時には市の担当者による現品確認を実施することが望ましい。</p>	<p>備品台帳と現物備品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					



頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
225	スポーツ振興課	総合体育館	意見	<b>【意見1】 指定管理者の選定方法</b> 地域の公益性を含めた事業運営(コスト面だけではなく地域活性化等を勘案した事業運営)に配慮しつつ、総合体育館の指定管理者の選定方法については、原則である公募を検討されたい。	施設管理公社は、効果的、効率的な施設管理運営を行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市が全額出捐により設立したものであり、その設置目的やこれまで長年にわたる施設、設備の維持、補修など同公社の持つ優れた専門性やノウハウ等を総合的に判断し、随意指定を採用しましたが、次期(2020年度)の選定時には公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
225	スポーツ振興課	総合体育館	意見	<b>【意見2】 再委託先の選定方法</b> 多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める指定管理者制度の趣旨から、指定管理者の選定は公募するのが原則である。 指定管理業務の一部を他者に委託する場合でも同様である。再委託契約に関しては、見積もり合わせ等を行うなどの検討をされたい。	再委託契約業務について、今後、専門技術を必要とする業務であっても再委託内容を見直し、見積もり合せを検討するよう指定管理者に指示しました。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
225	スポーツ振興課	総合体育館	意見	<p><b>【意見3】 使用料等の見直し</b></p> <p>平成 17 年 11 月の使用料等の見直しの基本方針によれば、総合体育館の使用料は、そのかかった原価の 50%を市が負担し、50%を受益者が負担することになっている。しかし、現状は受益者負担額の半分以下（16%から 23%程度）しか使用料を徴収していない。</p> <p>基本方針に従えば、段階的に 2.2 倍～3.2 倍程度まで値上げすることが望ましい。</p>	<p>使用料の算出にあたっては、「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、引き続き適時・的確な見直しを図ります。</p> <p>また、施設の利用促進に努めます。</p>	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
226	スポーツ振興課	総合体育館	意見	<p><b>【意見4】 自主事業における間接的事業費</b></p> <p>自主事業に係る人件費関連費や光熱水費などの経費は、指定管理業務に係る事業費からは区分して自主事業に係る事業費として計上するか明確になっていない。</p> <p>公益性が高い自主事業の経費を施設管理公社が負担するのか、教育委員会が負担するのか、その負担関係につきスポーツ振興課としての考え方を整理する必要がある。そのうえで、指定管理委託料から支出された自主事業経費の返納を求めるのか、基本協定書等規定を整備し直すのか対応が必要である。</p>	<p>自主事業における施設使用料及び人件費等については、自主事業の経費に含まれない旨を基本協定書に記載しました。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
235	スポーツ振興課	市民球場等	監査 の 結果	<p><b>【結果1】無償貸与した備品の管理</b></p> <p>市民球場等の備品は市から無償貸与されているが、市民球場等の開設以来、監査人が現地視察をするまで備品の实地調査をした形跡はなく、備品台帳の更新もされていなかった。</p> <p>指定管理者は、備品の購入、廃棄、移動等に当たっては適時に台帳を更新し市に報告すべきであり、市もその旨指導をすべきである。</p> <p>また、指定期間満了時においては、引き継いだ備品と紛失・毀損等によって引き継がれなかった備品を把握しておかなければならないため、指定管理期間満了時には市の担当者による現品の確認を実施することが望ましい。</p>	備品台帳と現物備品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
236	スポーツ振興課	市民球場等	意見	<p><b>【意見1】指定管理者の随意指定</b></p> <p>原則として指定管理者の選定は公募とすることが望まれる。随意指定とする際には、競争原理を働かせ、住民に対するより良いサービスの提供や、維持管理費の低減を行う動機付けになること、また、公平な選定による透明性の確保を犠牲にするのであるから、施設管理公社を随意指定としなければ施設の設置目的を達成できない理由を明確にすることが望まれる。</p>	施設管理公社は、効果的、効率的な施設管理運営を行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市が全額出捐により設立したものであり、その設置目的やこれまで長年にわたる施設、設備の維持、補修など同公社の持つ優れた専門性やノウハウ等を総合的に判断し、随意指定を採用しましたが、次期(2020年度)の選定時には公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					


頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
236	スポーツ振興課	市民球場等	意見	<p><b>【意見2】市民球場等の受益者負担割合</b></p> <p>市民球場等は市の基本方針<sup>13</sup>に照らして考えると、生活や余暇を快適に過ごすもの、或いは特定の市民の利益に供するものであり、少なくとも50%の受益者負担が求められるものと考えられる。しかし、現状の受益者負担割合は大きくそれを下回っており、利用料金の見直しやより実効性の高い稼働率の向上策の検討など、市の基本方針に近づけるための努力が求められる。</p>	<p>使用料の算出にあたっては、「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、引き続き適時・的確な見直しを図ります。</p> <p>また、施設の利用促進に努めます。</p>	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
236	スポーツ振興課	市民球場等	意見	<p><b>【意見3】指定管理者の年度評価</b></p> <p>指定管理者については、毎年「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」が指定管理者により作成され、市の担当部署が当該自己評価を確認して意見を記載するとともに必要に応じて評価点等を修正している。</p> <p>しかし、評価項目によっては、市の担当部署による意見である「施設所管課の意見」が形式的なものになっている可能性がある。</p> <p>市は、指定管理者に対する翌年度以降の要望も含め、毎年度指定管理者による業務がより向上していくような実質的な評価をすることが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度全般運営を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。</p> <p>今後は評価項目を精査し、指定管理者による管理運営が向上していくような実質的な評価が行えるよう検討してまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

<sup>13</sup> 使用料・手数料の原価計算式や受益者負担率等の考え方を示した「使用料等のあり方に関する基本方針（平成17年11月策定）」。

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
252	スポーツ振興課	しらこぼと 運動公園	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 使用料の収受に関する取扱</b></p> <p>越谷市立屋外体育施設条例施行規則第 8 条では、使用料を使用許可書の交付の際に納めなければならない、としている。しかし、実際は利用日に徴収する場合も多く、規則と実態が合致していない。規則と実態を合わせることが必要である。</p>	<p>同条は、使用許可書交付日と使用料の納付日を、使用日と同一にすることを妨げるものではなく、実際の運用では、利用者の利便性を考えて、許可書交付日・使用日・納付日を同日としていることから、現行の扱いを継続してまいります。</p>	現状 維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
252	スポーツ振興課	しらこぼと 運動公園	監査 の 結果	<p><b>【結果2】 無償貸与した備品の管理</b></p> <p>運動公園競技場、第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボールの備品のうち越谷市所有のものについて、(公財)越谷市施設管理公社で、備品台帳が保管されていない。</p> <p>また、平成 22 年度で前回の指定管理期間が終了し平成 23 年度から改めて指定管理者の期間になっているが、平成 22 年度末(平成 23 年 3 月 31 日)現在の備品を確定する作業は行っていない。</p> <p>指定管理者は、備品の購入、廃棄、移動等に当たっては適時に台帳を更新し市に報告すべきであり、市もその旨を指導をすべきである。また、指定期間満了時においては、引き継いだ備品と紛失・毀損等によって引き継がれなかった備品を把握しておかなければならないため、指定管理期間満了時には市の担当者による現品の確認を実施することが望ましい。</p>	<p>備品台帳と現物備品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
252	スポーツ振興課	しらかばと 運動公園	意見	<p><b>【意見1】 指定管理者の選定方法</b></p> <p>スポーツの振興と市民生活の向上を目的とするしらかばと運動公園競技場、第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場において、施設整備は重要な業務である。</p> <p>指定管理者制度は、住民サービス向上のため、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める制度である。</p> <p>住民サービス向上のためには、複数の事業者からの提案機会を設けることが重要である。</p> <p>利用調整は越谷市が行っており、指定管理者は越谷市が利用調整を行った後に一般利用の調整を行えば足りる。</p> <p>指定管理者の選定は、原則である公募を検討されたい。</p>	<p>施設管理公社は、効果的、効率的な施設管理運営を行うことを目的に、行政機能を補完・代替する役割を担う団体として、市が全額出捐により設立したものであり、その設置目的やこれまで長年にわたる施設、設備の維持、補修など同公社の持つ優れた専門性やノウハウ等を総合的に判断し、随意指定を採用しましたが、次期(2020年度)の選定時には公募・随意指定の区分について再度検証してまいります。</p>	検討中
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
253	スポーツ振興課	しらこぼと 運動公園	意見	<p><b>【意見2】 自主事業にかかる経費</b></p> <p>自主事業に係る人件費関連費や光熱水費などの経費は、指定管理業務に係る事業費からは区分して自主事業に係る事業費として計上するか明確になっていない。</p> <p>公益性が高い自主事業の経費を施設管理公社が負担するのか、教育委員会が負担するのか、その負担関係につきスポーツ振興課としての考え方を整理する必要がある。そのうえで、指定管理委託料から支出された自主事業経費の返納を求めるのか、基本協定書等規定を整備し直すのか対応を検討されたい。</p>	<p>自主事業における施設使用料等及び人件費については、自主事業の経費に含まれない旨を基本協定書に記載しました。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
253	スポーツ振興課	しらこぼと 運動公園	意見	<p><b>【意見3】 使用料等の受益者負担</b></p> <p>平成 17 年 11 月の使用料等の見直しの基本方針によれば、運動公園競技場、第 2 競技場、野球場、ソフトボール場の使用料は、そのかかった原価の 50%を市が負担し、50%を受益者が負担することになっている。しかし、現状は、受益者負担の半分以下(16%程度)しか使用料を徴収していない。基本方針に従えば、段階的に 6.1 倍まで値上げすることが望ましい。</p>	<p>使用料の算出にあたっては、「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、引き続き適時・的確な見直しを図ります。</p> <p>また、施設の利用促進に努めます。</p>	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
253	スポーツ振興課	しらこぼと 運動公園	意見	<p><b>【意見4】稼働率の向上</b></p> <p>施設の未稼働率は、多様化する住民ニーズへ対応する余地を示すものといえる。</p> <p>住民サービスの向上のため、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を求める指定管理者制度の趣旨を十分に斟酌し、稼働率向上にむけて、民間事業者としてのノウハウをより一層活用することが期待される。</p>	<p>平成29年度から自主事業として「しらこぼと少年少女サッカー教室」、「陸上ブルートラック体験 day」の2事業を増やすとともに、なでしこリーグ1部（日本女子サッカーリーグ）や関東大学ラグビーリーグ1部を誘致し、稼働率の向上及び利用者を増加するための事業を行いました。今後についても継続事業として実施してまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
262	スポーツ振興課	 弓道場	監査 の 結果	<p><b>【監査の結果1】利用制限の撤廃</b></p> <p>弓道場では、有段者か有段者とともに使用するのであれば、利用できないことになっている。安全には十分に配慮したうえで、初心者でも、事実上の制限されることなく利用できるよう対応を検討するべきである。</p>	<p>初心者の弓道希望者については、射法や礼法など入場から矢を射るまで一連の基準となる動作等が格式と歴史的伝統の下に行われ、初心者がレジャー感覚で矢を射れるような種目ではないため、教室等を通じ利用いただいております。</p> <p>また、的場には植物園があり、矢が飛び出さないよう注意を払う必要があることから、管理運営上、初心者単独の利用は難しいと考えております。</p> <p>今後につきましては、初心者が利用しやすい環境にするため初心者教室等の拡大など利用方法について検討してまいります。</p>	現状 維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					




頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
262	スポーツ振興課	Ⓒ 弓道場	意見	<p><b>【意見1】指定管理者選定時の低評価項目の改善状況の確認</b></p> <p>弓道場の指定管理者選定時の評価で、満点の50%未満という低い評価がつけられた場合には、その後の改善状況や実態を把握し確認することが必要と考える。その確認は各年度の指定管理者の評価に反映されることが望まれる。</p> <p>具体的には、自主事業計画が50%に満たない評価であったので、どのように改善するのか改善計画等の提出も義務付けることが望まれる。</p>	<p>指定管理者選定時の評価で、満点の50%未満の項目があった場合には、指定管理者評価表の「指定管理者の自己評価」欄に改善計画等を記載するようにいたします。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
262	スポーツ振興課	Ⓒ 弓道場	意見	<p><b>【意見2】年度評価の評価基準の設定</b></p> <p>年度の評価について、評価基準となるべきものがない。</p> <p>指定管理者が自ら目標を設定し、これに対して市の期待や改善要望などを伝え、この目標に対して実績を評価することが重要と考える。</p> <p>年度の評価に関して住民サービス向上や経費節減の動機付けになるような評価が望まれる。</p>	<p>指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。</p> <p>今後は評価項目を精査し、指定管理者による管理運営が向上していくような実質的な評価が行えるよう検討してまいります。</p>	改善済
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
262	スポーツ振興課	Ⓒ 弓道場	意見	<p><b>【意見3】 使用料等の受益者負担</b> 平成 17 年 11 月の使用料等の見直しの基本方針によれば、弓道場の使用料は、そのかかった原価の 50%を市が負担し、50%を受益者が負担することになっている。しかし、現状は受益者負担額の半分以下(68%程度)しか使用料を徴収していない。 基本方針に従えば、段階的に 1.5 倍程度まで値上することが望ましい。</p>	使用料の算出にあたっては、「使用料等のあり方に関する基本方針」に則っており、引き続き適時・的確な見直しを図ります。また、施設の利用促進に努めます。	現状維持
	公益財団法人 越谷市 施設管理公社					
271	スポーツ振興課	Ⓒ 市民プール	監査 の 結果	<p><b>【結果1】 無償貸与した備品の管理</b> 指定管理制度導入時からこれまで指定管理者による現品確認も市による実物確認も定期的に行われていなかった。 平成 27 年 10 月に指定管理者による実物確認を実施したところ、本来備品台帳に登録されているべき備品についての登録漏れや既に現品が廃棄されており除却処理すべき備品が多数発見された。 指定管理者は、備品の購入、廃棄、移動等に当たっては適時に台帳を更新し市に報告すべきであり、市もその旨指導をすべきである。 また、指定期間満了時においては、引き継いだ備品と紛失・毀損等によって引き継がれなかった備品を把握しておかなければならないため、指定期間満了時には市の担当者による現品の確認を実施することが望ましい。</p>	備品台帳と現物備品との照合も含めて台帳を整備し、備品等を適正に管理するとともに、適時に備品の現品確認を行うなど、備品台帳の更新等を行ってまいります。	改善済
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
271	スポーツ振興課  社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会	⊗ 市民プール	意見	<p>【意見1】老人福祉センターと市民プールの一体公募</p> <p>老人福祉センターと市民プールの区分管理は不可能ではないと考える。また委託料の約65%が特定の1社への再委託料として支出されており、当該団体が指定管理者となることが事業の効率化に寄与する可能性も十分に考えられる。老人福祉センターと市民プールを別々に公募することについて検討をすることが望まれる。</p>	<p>老人福祉センターと市民プールは複合施設であるため、入口やロビー、電気設備や給排水設備等共有部分が数多く、責任分界点を明確に区別することは非常に困難なこと。</p> <p>ゆりのき荘のお風呂と市民プールの温水については、隣接する東埼玉資源環境組合から共有の熱源や発電した電気が提供されていることから、一元管理をすることにより今まで効率的な管理が可能となっていたこと。</p> <p>複数の管理者が共存する場合、セキュリティ上の危険が増大することから、現在の事務所のほかに新たにもう1つの事務所を整備する必要が生じ、整備費用等が発生すること。</p> <p>以上の3点からゆりのき荘と市民プールを分割管理とする必要性は認められず、一元管理が適切であると考えております。</p>	現状維持

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
272	スポーツ振興課  社会福祉法人 越谷市社会福祉 協 議 会	Ⓒ  市民プール	意見	<p><b>【意見2】 募集要項の記載</b></p> <p>公募である以上、応募者が極端に少なくならないように配慮すべきであり、基本協定書における主要な部分の再委託の記載内容と、募集要項における再委託の記載内容の整合性を図る必要がある。</p>	<p>老人センターと市民プールの募集は公募としています。基本協定書における主要な部分の再委託の記載内容と、募集要項における再委託の記載内容の整合性を図り、応募者が少なくならないよう募集要項の「主要な部分」という記述を削除しました。また、今後基本協定書でも同様の文言整理を行います。</p>	改善済
272	スポーツ振興課  社会福祉法人 越谷市社会福祉 協 議 会	Ⓒ  市民プール	意見	<p><b>【意見3】 利用料金制度の検討</b></p> <p>利用料金制度を導入しないとする判断理由が合理的でない。</p> <p>受益者負担を増加させることなく市民サービスを向上させ、さらに市の負担を減少させることができないか、再度、利用料金制度導入のための検討を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度ガイドラインの利用料金制度の導入基準によると「指定管理者の運営努力により利用者の増加が見込めること」とあるが、利用状況としてほぼ満員の状況であり、今後事業者努力により利用者数の増加が見込めないこと。また、利用料金についても市民の健康増進と体力向上に資するための施設としての目的を鑑みると値上げによる利益重視の運営は本来の運営目的を損ねてしまうことから利用料金制度導入を見送ることとします。</p>	現状維持

頁	上段 監査対象課	監査対象課 の所管施設	指摘 区分	監査の結果又は意見の内容 (包括外部監査人による)	措置等の内容 (監査対象課による)	措置 状況
	下段 指定管理者					
272	スポーツ振興課	 市民プール	意見	<b>【意見4】 指定管理者の年度評価</b> 「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」の記載が、評価項目によっては、市の担当部署による評価が形式的なものになっている可能性がある。 市は、指定管理者に対する翌年度以降の要望も含め、毎年度指定管理者による業務がより向上していくような実質的な評価をすることが望まれる。	指定管理者制度全般を所管する公共施設マネジメント推進課から、評価表を作成する際の留意事項として、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価内容欄において、次年度への改善や期待についても記載するよう通知があり、通知内容を踏まえて評価表を作成しました。 今後は評価項目を精査し、指定管理者による管理運営が向上していくような評価が行えるよう検討してまいります。	改善済
	社会福祉法人 越谷市社会福祉 協議会					